令和８年（フ）第１３４９号
埼玉県加須市南町13番41号　ハイツレインボーＡ－205
債務者　稲葉　　実
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３７０号
さいたま市緑区原山３丁目15番31号　尚和園
債務者　石井　勇二
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３７１号
さいたま市緑区原山３丁目15番31号　尚和園
債務者　石井　和惠
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５２３号
埼玉県越谷市大字袋山442番地１　メゾンペーシュ２　201
債務者　神崎　拓也（旧姓君島）
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１５３号
千葉県山武郡横芝光町鳥喰下1453番地７
債務者　小糸　規充
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第３２３号
川崎市川崎区藤崎２丁目15番８－302号　ソフィーロ藤崎
債務者　永山　汐音
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５２６号
川崎市川崎区渡田東町４番13号　クローバーマンション　403
債務者　松本　直人
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５４７号
川崎市高津区末長１丁目３番６号　312
債務者　今村悠起子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５６４号
川崎市麻生区東百合丘１丁目18番１号　ファイン東百合ヶ丘３　Ｂ
債務者　大澤　桃子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５７３号
川崎市多摩区長沢４丁目11番８－304号　第２アベコーマンション
債務者　坂本　暁生
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５７７号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目２番15―102号
債務者　石山裕美子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６１３号
川崎市川崎区塩浜２丁目25番13号　ユナイト塩浜イパネマの瞳　101
債務者　石原　靖紀
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６５１号
川崎市宮前区有馬４丁目16番６号　小泉ハイツ　Ａ－103
債務者　木嶋　隆博
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６６４号
川崎市高津区二子１丁目20番４号　クレセントユニ二子新地　302
債務者　郷久保　新
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３６７号
大阪府岸和田市土生町1254番地　ビバライフ103号
債務者　床並　拓実
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４３０号
大阪府泉佐野市俵屋257番地の１（601）
債務者　喜谷村治郎
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４３号
大阪府岸和田市春木若松町１番48号　シャルム９－102号
債務者　西嶋　実紀
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係